

1 国 税 収 入 の 累 年 比 較

区 分	6		7		8		9		10		11		12		13		14		15	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
直接税	359,567	66.6	363,519	66.1	360,473	65.3	352,311	63.4	303,388	59.3	281,289	57.2	323,193	61.3	297,396	59.5	262,290	56.7	242,760	55.4
所得税	204,175	37.8	195,151	35.5	189,649	34.3	191,827	34.5	169,961	33.2	154,468	31.4	187,889	35.6	178,065	35.6	147,080	31.8	138,100	31.5
(内源泉分)	167,142	31.0	157,259	28.6	150,209	27.2	154,030	27.7	137,658	26.9	126,186	25.6	158,785	30.1	150,301	30.1	120,910	26.1	112,410	25.6
(内申告分)	37,033	6.9	37,891	6.9	39,440	7.1	37,797	6.8	32,304	6.3	28,282	5.7	29,104	5.5	27,764	5.6	26,170	5.7	25,690	5.9
法人税	123,631	22.9	137,354	25.0	144,833	26.2	134,754	24.2	114,232	22.3	107,951	21.9	117,472	22.3	102,578	20.5	99,900	21.6	91,140	20.8
法人特別税	178	0.0	44	0.0	20	0.0	-	-	-	-	-	-	1	0.0	-	-	-	-	-	-
相続税	26,699	4.9	26,903	4.9	24,199	4.4	24,129	4.3	19,156	3.7	18,853	3.8	17,822	3.4	16,745	3.4	15,300	3.3	13,510	3.1
地価税	4,870	0.9	4,063	0.7	1,772	0.3	1,601	0.3	39	0.0	17	0.0	9	0.0	8	0.0	10	0.0	10	0.0
特別会計	14	0.0	4	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
間接税等	180,440	33.4	186,111	33.9	191,788	34.7	203,696	36.6	208,590	40.7	210,850	42.8	204,016	38.7	202,288	40.5	200,538	43.3	195,806	44.6
酒税	21,127	3.9	20,610	3.7	20,707	3.7	19,619	3.5	18,983	3.7	18,717	3.8	18,164	3.4	17,654	3.5	17,350	3.7	17,330	4.0
消費税	56,315	10.4	57,901	10.5	60,568	11.0	93,047	16.7	100,744	19.7	104,471	21.2	98,221	18.6	97,671	19.5	95,920	20.7	94,890	21.6
たばこ税	10,398	1.9	10,420	1.9	10,798	2.0	10,176	1.8	10,462	2.0	9,050	1.8	8,755	1.7	8,614	1.7	8,480	1.8	9,170	2.1
揮発油税	18,133	3.4	18,651	3.4	19,152	3.5	19,261	3.5	19,982	3.9	20,707	4.2	20,752	3.9	20,981	4.2	21,340	4.6	21,330	4.9
石油ガス税	154	0.0	153	0.0	150	0.0	147	0.0	144	0.0	144	0.0	142	0.0	140	0.0	140	0.0	140	0.0
航空機燃料税	816	0.2	855	0.2	878	0.2	879	0.2	901	0.2	872	0.2	880	0.2	883	0.2	910	0.2	880	0.2
石油石炭税	5,243	1.0	5,131	0.9	5,252	1.0	4,967	0.9	4,767	0.9	4,859	1.0	4,890	0.9	4,718	0.9	4,800	1.0	4,500	1.0
取引所税	413	0.1	438	0.1	420	0.1	397	0.1	190	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券取引税	3,905	0.7	4,791	0.9	3,915	0.7	4,036	0.7	1,726	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車重量税	7,543	1.4	7,837	1.4	8,261	1.5	8,128	1.5	8,165	1.6	8,431	1.7	8,507	1.6	8,536	1.7	8,400	1.8	7,410	1.7
関税	9,076	1.7	9,500	1.7	10,240	1.9	9,529	1.7	8,687	1.7	8,102	1.6	8,215	1.6	8,518	1.7	8,600	1.9	8,080	1.8
とん税	87	0.0	87	0.0	88	0.0	92	0.0	86	0.0	87	0.0	88	0.0	86	0.0	90	0.0	80	0.0
その他	4	0.0	3	0.0	6	0.0	14	0.0	10	0.0	1	0.0	1	0.0	△3	-	-	-	-	-
印紙収入	17,519	3.2	19,413	3.5	19,693	3.6	16,811	3.0	16,084	3.1	15,615	3.2	15,318	2.9	14,288	2.9	14,440	3.1	11,290	2.6
特別会計	29,707	5.5	30,322	5.5	31,660	5.7	16,593	3.0	17,659	3.4	19,794	4.0	20,084	3.8	20,203	4.0	20,068	4.3	20,706	4.7
合計	540,007	100.0	549,630	100.0	552,261	100.0	556,007	100.0	511,977	100.0	492,139	100.0	527,209	100.0	499,684	100.0	462,828	100.0	438,566	100.0

(注) 1 平成13年度までは決算額であり、平成14年度は補正後予算額、平成15年度は当初予算(案)額である。

2 石油石炭税については、平成15年度に名称が石油税から改められた。

3 取引所税及び有価証券取引税は、平成10年度で廃止された。

4 単位未満を四捨五入したため、端数に不突合がある。

2 酒 税 収 入 の 累 年 比 較

年 度	国 税 収 入		酒 税 収 入			間 接 税 比 率
	総 額	対 前 年 比	収 入 額	対 前 年 比	対 国 税 収 入	
	億 円	%	億 円	%	%	%
昭和						
15	42	—	3	—	6.7	30.5
20	115	—	11	—	9.7	30.3
25	5,702	—	1,054	—	18.4	43.0
30	9,364	—	1,605	—	17.1	48.6
35	18,010	—	2,485	—	13.8	45.7
40	32,785	—	3,529	—	10.8	40.8
45	77,733	120.5	6,136	110.0	7.9	33.9
50	145,042	92.1	9,140	108.7	6.3	30.7
55	283,688	113.7	14,243	97.5	5.0	28.9
56	304,551	107.4	16,639	116.8	5.5	29.9
57	320,031	105.1	17,713	106.5	5.5	29.2
58	341,621	106.7	18,126	102.3	5.3	29.0
59	367,748	107.6	18,600	102.6	5.1	28.5
60	391,502	106.5	19,315	103.8	4.9	27.2
61	428,510	109.5	19,725	102.1	4.6	26.9
62	478,068	111.6	20,815	105.5	4.4	26.7
63	521,938	109.2	22,021	105.8	4.2	26.8
平成元	571,361	109.5	17,861	81.1	3.1	25.8
2	627,798	109.9	19,350	108.3	3.1	26.3
3	632,110	100.7	19,742	102.0	3.1	26.7
4	573,964	90.8	19,610	99.3	3.4	29.3
5	571,142	99.5	19,524	99.6	3.4	30.6
6	540,003	94.5	21,127	108.2	3.9	33.4
7	549,630	101.8	20,610	97.6	3.8	33.9
8	552,261	100.5	20,707	100.5	3.7	34.7
9	556,003	100.7	19,619	94.7	3.5	36.6
10	511,975	92.1	18,983	96.8	3.7	40.7
11	492,138	96.1	18,717	98.6	3.8	42.8
12	527,209	107.1	18,164	97.0	3.5	38.7
13	499,684	94.8	17,654	97.2	3.5	40.5
14	462,828	92.6	17,350	98.3	3.7	43.3
15	438,566	94.8	17,330	99.9	4.0	44.6

(注) 本表は、国税のみについて作成したが、国税には、地方道路税、特別とん税及び日本専売公社納付金を含み、平成13年度までは決算額、平成14年度は補正後予算額、平成15年度は当初予算額(案)である。

付表 我が国における酒税制度等の沿革（概要）

年次	事項
明治 4 年 7 月	・清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法規則の制定
明治 8 年 2 月	・酒類税則の制定
明治 13 年 9 月	・酒造税則の制定
明治 26 年 4 月	・酒精営業税法の制定
明治 29 年 3 月	・酒造税法の制定
明治 34 年 10 月	・酒精及び酒精含有飲料税法の制定
明治 34 年 12 月	・麦酒税法の制定
明治 38 年 1 月	・酒造組合法の制定
昭和 13 年 4 月	・酒類販売業が免許制度となる
昭和 14 年 3 月	・酒類の価格が統制価格となる
昭和 15 年 3 月	・酒税法の制定（造石税、庫出税の併課）
昭和 16 年 11 月	・酒税等の増徴等に関する法律の制定
昭和 18 年 4 月	・庫出税に級別差等課税制度を採用 ・酒類業団体の制定
昭和 19 年 4 月	・造石税の廃止、庫出税のみとなる
昭和 22 年 3 月	・酒類業団体を酒類業組合法に改正
昭和 23 年 7 月	・酒類業組合法の廃止
昭和 24 年 6 月	・国税庁が発足
昭和 28 年 2 月	・酒税法（現行法）の制定 ・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の制定
昭和 35 年 10 月	・統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる
昭和 37 年 4 月	・酒税法の大幅改正（酒類の種類分類の改正、従価格制度の採用、申告納税制度の採用）
昭和 39 年 6 月	・基準販売価格制度の廃止（自由価格となる）
昭和 42 年 6 月	・登録免許税法の制定（酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税）
平成 元年 4 月	・酒税法等の大幅改正（級別制度の廃止、従価格制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設）
平成 6 年 4 月	・酒税法の一部改正（ビールの製造免許にかかる最低製造数量基準の引下げ等）
平成 9 年 10 月	} 酒税法の一部改正（WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し）
平成 10 年 5 月	
平成 12 年 12 月	・酒税法の一部改正（酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加）
平成 15 年 4 月	・酒税法の一部改正（酒類等の検定制度の廃止等）
平成 15 年 5 月	・酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正（免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設） ・酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定（緊急調整地域における酒類小売業免許の付与等の制限、公正取引委員会への措置請求、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置）（時限立法）